

第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 第2期計画策定の重点的ポイント

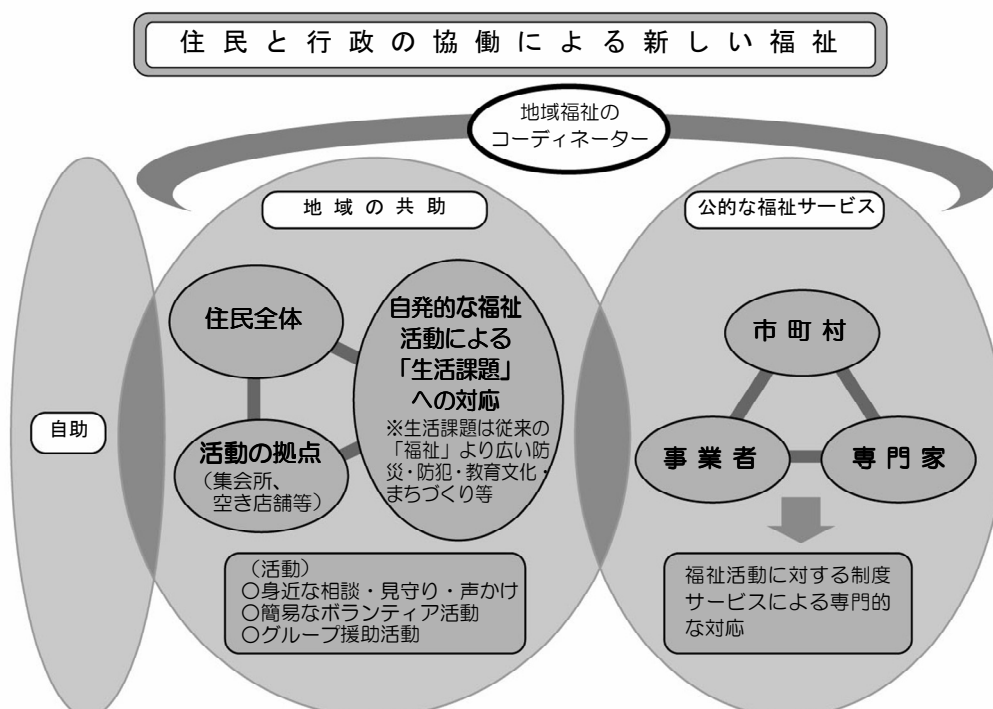
地域福祉を取り巻く課題として、制度の谷間にいる人の問題や市民ニーズの多様化による公的な福祉サービスの限界、ホームレスなど社会的排除者の問題などが明らかになってきました。より一層の地域福祉活動の推進にあたっては、市、地域福祉の推進主体である社会福祉協議会、団体・事業者や地域が相互に協力し合っていくことが求められます。

そして、中でも本市では、以下のような視点が必要となっています。

- 「共助」の視点を重視しつつ、住民の地域福祉活動が疲弊することなく継続できるよう、活動の基盤整備や支援を行うこと
- 地域福祉活動とサービス提供事業者によるサービス、公的サービス全体をみて、市民の生活課題に応じていくこと
- 市や地域全体の活動をコーディネートしていく機能を強化するとともに、防災や防犯、教育や文化、スポーツ、就労、公共交通やまちづくり、建築など、幅広い視点で取り組むこと

本計画においても、以上のような視点を踏まえ、市民参画の仕組みづくりや、活動拠点の設置など、市民の地域福祉活動に必要な環境を整備することをめざしていく必要があります。

■地域における「新たな支え合い」の概念（厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告」より）



2 計画の基本理念

第2期計画においては、平成20年3月に厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」から提言された市民主体の「共助」を重視する考え方や、変化する社会情勢や地域の状況への対応、関市全体でめざすべきまちづくりの方向性等を踏まえることが大切です。

そこで、本計画では、第1期計画の「共生」「主体性」「協働」3つの基本理念を受け継ぎつつ、新たな視点を加えながら、第2期計画における基本理念を掲げます。

① だれもが認めあい、交わりあうまち（共生）

年齢や性別、身体的・精神的な個性にかかわらず、差別や偏見がなくお互いの存在を認めあい、地域で交流することによって、だれもが地域で安心して住み続けられる地域を創ることが大切です。最も身近な自治会や小学校区などの単位で、福祉、生涯学習、健康づくり、防犯・防災、コミュニティ活動など、生活全般の幅広い分野においてそれぞれの地域内での活動がより活性化されるよう、「共生」のまちづくりを進めます。

② だれもが関わりあい、学びあうまち（主体性）

市民一人ひとりが福祉を自分自身の問題としてとらえ、地域福祉を進めていくために自発的にさまざまな活動に参画していくことによって、市民社会の構成員としての主体性を培っていくことが大切です。

地域貢献と自らの自己実現の両面から、「主体性」を持って、楽しんで地域福祉活動に取り組めるよう、継続的な人づくり、意識づくりを進めます。

③ だれもが気づかい、支えあうまち（協働）

地域での結びつきを強め、助け合いの輪を広げ、さらに市民、事業者、行政等が連携し、それぞれの特性を活かし、力を発揮できるようにしていくことが大切です。

また、それぞれ特色のある地域においては、地域福祉活動の内容は多様なものとなります。地域住民だけでは取り組みを円滑に進めることが困難な側面もあるため、市や社会福祉協議会がコーディネートの中心的な役割を担いながら、NPO、専門家などと連携した支援体制づくりに取り組み、公民の「協働」によるまちづくりを進めます。

3 基本目標 ～市がめざす将来の姿～

本計画の基本目標を、関市第4次総合計画において設定した、平成29年の関市の姿と、これまで、第1期計画においてめざしてきた本計画の基本目標を合わせ、「～みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち～市民が助け合う「絆」のまちづくり」として掲げます。

■市がめざす将来の姿（関市第4次総合計画 基本構想 「平成29年の関市はこんなまち」より抜粋）

- 地域コミュニティの維持に、高齢社会がもたらす苦労はありますが、協働が定着した地域では活気さえあります。空き巣、ひったくりなどの身近な犯罪の防止、雪かき、買い物などの身の回りの世話にNPOなどが活動しています。この活動には高齢者も参加し、智恵と経験を提供しています。
この背景には、健康維持などの予防施策が効果を現し始め、介護を必要としない元気な高齢者が増えたことがあります。交通のユニバーサルデザイン化も高齢者の活動を支えています。
- 若者の数は少し減りましたが、まちは活気を失ってはいません。まちかどには、ふるさとの歴史や文化を笑顔で語り合う元気な子どもの声が響き渡っています。
- 郷土を知る学習を通じて、郷土を誇りに思う志ある青年が育ち、地域コミュニティのリーダーとして地域活動を支えています。
- 公共サービスに民間活力の導入が進み、健全財政の維持にもつながっています。市民の考え方も、「公共サービスは行政が担うものから、身近なサービスはみんなで分かち合うもの、地域が担うもの」に変わりつつあります。



【基本目標】

～みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち～
市民が助け合う「絆」のまちづくり

4 基本方針

本計画では、この基本方針を受けて、基本施策、実施項目と、より具体的な施策の内容を示していきます。

(1) 地域福祉活動に取り組む人づくり

市民が主体的にボランティア・市民活動に関われるよう、情報提供や参加の促進、ボランティア団体への活動支援、ネットワーク化などの環境を整備し、市民の主体的なまちづくりを支援していきます。

(2) 地域の交流・支え合いの活性化

地域において、常日頃の交流等を活性化して地域基盤の強化を図るとともに、日常生活の困りごとや、さらには災害時等のなかで市民同士が支え合い、助け合う仕組みづくりを推進します。また、市民の福祉意識の向上を図り、偏見・差別のない心豊かなまちづくりをめざします。

(3) 福祉サービスの充実

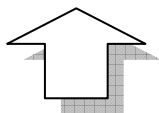
地域のなかで、だれもが必要なときに安心して福祉サービス等が利用できるよう、サービス利用支援体制やサービスの質の確保、情報提供体制を整備するとともに、高齢者や障がい者、子育て家庭等に配慮されたバリアフリーのまちづくりや健康・生きがいをづくりに取り組み、それらの人の社会参加を促進します。

(4) 団体活動の活性化

自治会等の地域組織や団体の基盤を強化、もしくは再構築を図り、地域活動の活性化に取り組めます。

基本目標 ～市がめざす将来の姿～

～みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち～
市民が助け合う「絆」のまちづくり



【基本方針】

- (1) 地域福祉活動に取り組む人づくり
- (2) 地域の交流・支え合いの活性化
- (3) 福祉サービスの充実
- (4) 団体活動の活性化

市民、団体、事業者、行政の連携

【3つの基本理念】

共生

主体性

協働

【2期計画のポイント】

- 「共助」の視点を重視しつつ、住民の地域福祉活動が疲弊することなく継続できるように、活動の基盤整備や支援を行うこと
- 地域福祉活動とサービス提供事業者によるサービス、公的サービス全体をみて、市民の生活課題に応じていくこと
- 市や地域全体の活動をコーディネートしていく機能を強化するとともに、防災や防犯、教育や文化、スポーツ、就労、公共交通やまちづくり、建築など、幅広い視点で取り組むこと